

4 日 獣 発 第 60 号  
令和 4 年 5 月 31 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### マイクロチップによる動物個体登録事業の円滑な推進について

本年6月1日付けで、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年6月19日法律第39号)が完全施行され、販売用の犬猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化されます。本会は指定登録機関として登録関係事務を担うこととされております。地方獣医師会及び会員構成獣医師の皆様におかれましては、法に基づく登録の円滑な推進につき、ご協力の程よろしくお願いいたします。

一方、本会がこれまで動物適正管理個体識別登録等普及推進事業として実施してきた個体登録事業(AIPO)については、引き続き民間ベースの事業として継続実施いたします。AIPOの登録は法定登録と異なり、以下の利点があります。

- (1) 獣医師やペットショップ等による幅広い登録支援が可能
- (2) 獣医師による飼い主情報等の検索が可能
- (3) ワクチン履歴や診療の記録などの付加価値サービスの提供が可能

つきましては、小動物臨床に従事されている会員構成獣医師をはじめ、関係者にあらかじめ周知いただき、今後ともAIPOへの登録の推進にご理解とご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

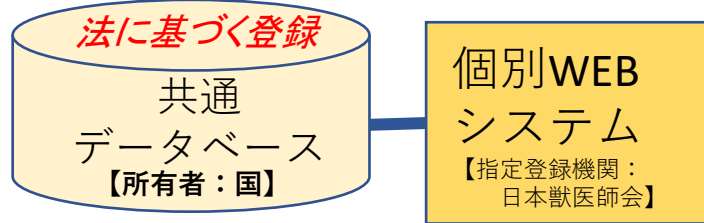
本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会 本田、中村、松岡

TEL 03-3475-1601

# 法定登録と民間登録（A I P O）の違い

## 法定登録



装着・登録：販売用の犬猫は義務。  
一般の飼主がブリーダー、ペットショップ  
等で購入した犬・猫は変更登録が義務。  
（販売ルート以外は装着は努力義務）

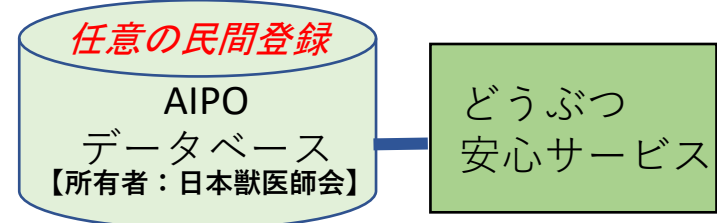
手続き：飼い主自らが登録手続き。  
獣医師の申請支援は可。

登録料：300円（オンライン登録）  
1,000円（紙での登録）

迷子動物等の飼い主検索：  
動物愛護センターや警察署などの公的機関  
のみ。獣医師は対応不可。

## 民間登録（A I P O）

（どうぶつ安心サービスとして今後拡充予定）



装着・登録：任意

手続き：飼い主自らが登録手続きをするほか、  
**動物病院、ペットショップ等による登録  
支援サービスあり。**

登録料：1,050円

迷子動物等の飼い主の検索：

- ・ **獣医師**、動物愛護センターや警察署などの公的機関。
- ・ **獣医師による検索対応が可能**であり、夜間を含む**動物病院に持ち込まれた迷子動物のスムーズな返還、交通事故や疾病動物の迅速な治療、災害時の避難所やシェルターでの保護動物の救護等**、幅広い対応が可能。

その他：

**飼い主向けの付加価値サービス**（健康診断、ワクチン接種、避妊去勢、病歴・薬歴、かかりつけ病院等の情報）を検討中



# マイクロチップ装着から登録までの流れ



マイクロチップの装着を依頼された場合

## 【一般の飼い主】

装着時、法定**登録義務**が発生することを説明

※装着は努力義務だが、装着したら法定登録は義務。AIPOのみへの登録はできない。



飼い主が装着を希望しない場合は手続きはありません。

## 装着・装着証明書発行

※装着前に、すでにマイクロチップが装着されていないか確認

## 法定登録

飼い主自身で行う。  
オンライン登録：300円  
紙による登録：1,000円  
※獣医師による登録代行可能  
但し、登録代行料等の名目での請求は不可

## AIPOへの登録

義務ではありませんが、ぜひ登録を進めてください。

## AIPO登録手続き

※必要に応じ獣医師による登録代行可能

登録完了



## 【ブリーダー】

**装着・登録義務**

## 装着・装着証明書発行

## 法定登録

ブリーダー自身で行う。  
オンライン登録：300円  
書類による登録：1,000円  
※獣医師による登録代行可能  
但し、登録代行料等の名目での請求は不可  
※CSVによる一括登録可能

## AIPOへの登録（繁殖犬等）

義務ではありませんが、ぜひ登録を進めてください。

## AIPO登録手続き

※必要に応じ獣医師による登録代行可能

登録完了





# マイクロチップ装着から登録までの流れ



ペットショップ等で購入した犬・猫が来院した場合

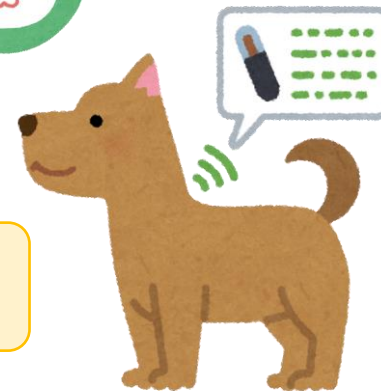
マイクロチップをリーダーで確認

## 装着なし

動物愛護センターに通報  
(ペットショップの指導要請)

## 装着されていることを確認

法定登録が済んでいるか飼い主に確認



## 法定登録なし

法定登録を勧める  
(登録の代行可)

## 法定登録済み

### 変更登録(義務)の確認

未変更であれば飼い主自身で行う。  
オンライン登録：300円  
書類による登録：1,000円  
※獣医師による登録代行可能

## 法定登録

飼い主自身で行う。  
オンライン登録：300円  
書類による登録：1,000円  
※獣医師による登録代行可能  
**但し、登録代行手数料の請求は不可**

## AIPOへの登録の勧誘

AIPOへの登録がされていない場合、  
義務ではありませんが登録を勧めて  
ください。

## AIPOへの登録の勧誘

AIPOへの登録がない場合は、義務では  
ありませんが、ぜひ登録を勧めてください。

## AIPOへの登録希望

※獣医師による登録代行が可能

# 登録完了

### [問合せ先]

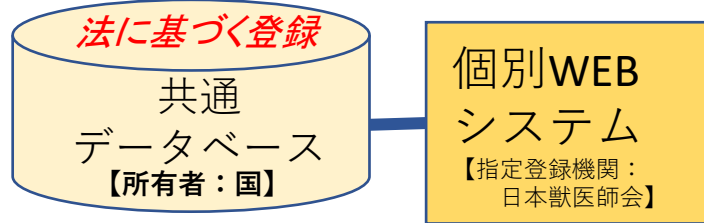
犬と猫のマイクロチップ情報登録  
環境大臣指定登録機関  
コールセンター・ヘルプデスク  
電話：03-6384-5320  
メール：[info@mc.env.go.jp](mailto:info@mc.env.go.jp)

日本獣医師会マイクロチップ登録  
(AIPO) コールセンター  
電話：03-3475-1695



# 法定登録と民間登録（A I P O）の違い

## 法定登録



装着・登録：販売用の犬猫は義務。  
一般の飼主がブリーダー、ペットショップ  
等で購入した犬・猫は変更登録が義務。  
（販売ルート以外は装着は努力義務）

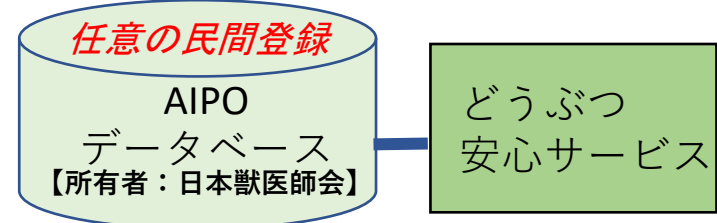
手続き：飼い主自らが登録手続き。  
獣医師の申請支援は可。

登録料：300円（オンライン登録）  
1,000円（紙での登録）

迷子動物等の飼い主検索：  
動物愛護センターや警察署などの公的機関  
のみ。獣医師は対応不可。

## 民間登録（A I P O）

（どうぶつ安心サービスとして今後拡充予定）



装着・登録：任意

手続き：飼い主自らが登録手続きをするほか、  
**動物病院、ペットショップ等による登録  
支援サービスあり。**

登録料：1,050円

迷子動物等の飼い主の検索：

- ・ **獣医師**、動物愛護センターや警察署などの公的機関。
- ・ **獣医師による検索対応が可能**であり、夜間を含む**動物病院に持ち込まれた迷子動物のスムーズな返還、交通事故や疾病動物の迅速な治療、災害時の避難所やシェルターでの保護動物の救護等**、幅広い対応が可能。

その他：

**飼い主向けの付加価値サービス**（健康診断、ワクチン接種、避妊去勢、病歴・薬歴、かかりつけ病院等の情報）を検討中



# マイクロチップ装着から登録までの流れ



マイクロチップの装着を依頼された場合

## 【一般の飼い主】

装着時、法定**登録義務**が発生することを説明

※装着は努力義務だが、装着したら法定登録は義務。AIPOのみへの登録はできない。



飼い主が装着を希望しない場合は手続きはありません。

## 装着・装着証明書発行

※装着前に、すでにマイクロチップが装着されていないか確認

## 法定登録

飼い主自身で行う。  
オンライン登録：300円  
紙による登録：1,000円  
※獣医師による登録代行可能  
但し、登録代行料等の名目での請求は不可

## AIPOへの登録

義務ではありませんが、ぜひ登録を進めてください。

## AIPO登録手続き

※必要に応じ獣医師による登録代行可能

登録完了

## 【ブリーダー】

**装着・登録義務**

## 装着・装着証明書発行

## 法定登録

ブリーダー自身で行う。  
オンライン登録：300円  
書類による登録：1,000円  
※獣医師による登録代行可能  
但し、登録代行料等の名目での請求は不可  
※CSVによる一括登録可能

## AIPOへの登録（繁殖犬等）

義務ではありませんが、ぜひ登録を進めてください。

## AIPO登録手続き

※必要に応じ獣医師による登録代行可能

登録完了





# マイクロチップ装着から登録までの流れ



ペットショップ等で購入した犬・猫が来院した場合

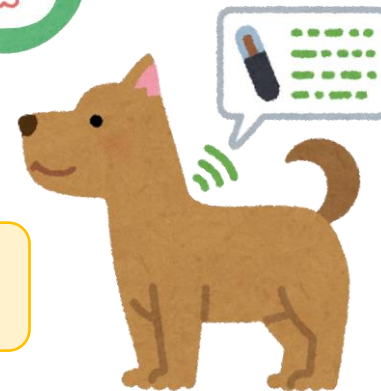
マイクロチップをリーダーで確認

## 装着なし

動物愛護センターに通報  
(ペットショップの指導要請)

## 装着されていることを確認

法定登録が済んでいるか飼い主に確認



## 法定登録なし

法定登録を勧める  
(登録の代行可)

## 法定登録済み

### 変更登録(義務)の確認

未変更であれば飼い主自身で行う。  
オンライン登録：300円  
書類による登録：1,000円  
※獣医師による登録代行可能

[問合せ先]

犬と猫のマイクロチップ情報登録  
環境大臣指定登録機関  
コールセンター・ヘルプデスク  
電話：03-6384-5320  
メール：[info@mc.env.go.jp](mailto:info@mc.env.go.jp)

## 法定登録

飼い主自身で行う。  
オンライン登録：300円  
書類による登録：1,000円  
※獣医師による登録代行可能  
**但し、登録代行手数料の請求は不可**

## AIPOへの登録の勧誘

AIPOへの登録がされていない場合、  
義務ではありませんが登録を勧めて  
ください。

日本獣医師会マイクロチップ登録  
(AIPO) コールセンター  
電話：03-3475-1695

## AIPOへの登録の勧誘

AIPOへの登録がない場合は、義務では  
ありませんが、ぜひ登録を勧めてください。

## AIPOへの登録希望

※獣医師による登録代行が可能

# 登録完了

